

2020年5月18日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満様

請願者 丸山一郎
横浜市青葉区 [REDACTED]

請願者 畑山裕
調布市 [REDACTED]

貴委員会が『高校日本史A（実教・日A302・309）』を不採択とした決定を撤回し、
各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願

日頃より川崎の教育の充実に向けて、ご尽力くださいますことに敬意を表します。

以下の請願についてご理解の上、採択をお願いいたします。

請願の趣旨

- 2014（平成26）年8月17日に開催された貴教育委員会において、橘高校（全）と高津高校（定）の2校が採択候補に選定しました『高校日本史A（実教・日A302）』を採択しなかった決定、ならびに2016（平成28）年9月21日に開催された貴教育委員会において、橘高校（全）が採択候補に選定した『高校日本史A（実教・日A309）』を採択しなかった決定の撤回を求めます。
- 上記1.以来続いております高等学校教科用図書の採択をめぐる不公正な状態を改め、今後、各校が『高校日本史A（実教・日A309）』を採択候補の第1希望とすることを妨げないよう、措置を講ずることを求めます。
- 川崎市における教科書採択をより公正に進めるため、川崎市教科用図書選定審議会の審議を公開し傍聴を認めるなど情報の公開を進めることを求めます。

請願の主な理由

請願の主な理由を次の5つの論点に整理しました。さらに、請願の理由を理解していただくために以下の「請願の詳細な理由」に、時系列を原則としてまとめました。

- 上記の教育委員会における『実教・日A302』を不採択とした決定は、教科書の主要な部分である、本文・様々な資料・多様なコラム・側注等（以下、「本文等」と表記します）を視野の外において検討するといった、公正さを欠く方法によるものでした。
- 貴教育委員会が教科用図書の採択にあたっては、川崎市教科用図書選定審議会の議論を受けて行うこととなっておりますが、貴教育委員会と選定審議会の答申の関係や選定審議会の議論のあり方に公正さを欠くと言わざるを得ない欠陥が存在していました。
- 文部科学省は高等学校の教科書採択の方法として、「各学校の実態に即して行う」と説明していますが、貴教育委員会において交わされた『実教・日A302-309』に関する発言は、「学校の実態」について



触れるものではなく、抽象的、主観的、恣意的なもの、誤りを含むものが多く、教科書採択の議論として充分な客觀性を備えているとは言い難いものでした。

- (4) 2017年以降も現場の地歴科教員が『実教・日A309』を採択候補として選定しても、校長を長とする校内採択候補検討委員会の段階で、貴委員会が行った不採択の決定を理由に採択候補の第1希望が差し替えられるという事態が続いており、2014年・2016年の貴委員会の決定が撤回されない限り、この不公正な状況は改善されないままとなります。
- (5) ユネスコの『教員の地位に関する勧告』においては、教員は専門職として教科書の選択について不可欠の役割を与えられるべきである、と提言されていますが、この不公正な状況は、生徒の教育を司る最も直接的責任をもつ教員がその職責を果たすことを妨げ、生徒が、その実態をよく知る教員だからこそ選定できる教科書で学ぶ権利を奪うものとなっています。

請願の詳細な理由

次に、2014年からの経過を時間軸に沿って振り返りながら、行われてきた教科書採択がいかに不公正なものであったのかについて述べます。(なお、「主な理由」との関連を文章の最後に(理由(1))のように示しました)

(I) 川崎市において、高校側が選定した教科書の採択を教育委員会が拒むといった問題が発生するきっかけとなったのは、2014年7月22日に開催された川崎市教科用図書選定審議会における議論でした。その時期に、東京都や神奈川県などいくつかの地域では、実教出版「高校日本史A(実教・日A302)」の教科書における「国旗・国歌法」成立について説明した側注に問題があるとして、この教科書の採択をしないという動きがありました。当日の選定審議会では、その状況について、市教委事務局が、委員からの質問に答える形で、報告し、その報告や関連する発言を選定審議会の答申に含めて、貴委員会に送る運びとなりました。

(II) 2014年8月17日の貴委員会では、(I)の答申をきっかけにして『実教・日A302』に関する議論が行われました。しかし、そこでは、選定審議会で問題とされた「国旗・国歌法」に関する側注については、その一文だけで採択の可否を判断するわけにはいかないとして、議論はなされず、その一方、学習指導要領の重視する考え方と適合した教科書なのか、川崎市の教育が大切にしてきたことを踏まえて、「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書」と言えるのか、という選定審議会の答申にはふれられていない2つの観点が立てられ、議論が展開されていきました。

一方、2014年8月29日の教科用図書選定審議会では、8月17日の貴委員会の決定の報告が行われましたが、その中で委員のお一人から、高等学校の教科書の選定にあたっては「本来は、高等学校の先生が選んだ教科書を選定するのが今までの流れでした」と意見が述べられ、さらに教科書検定制度に触れ、「文部科学省での教科書が日本の歴史の教科書としてふさわしいと・・・選ばれてきた経緯もありますので、それを専門性がない教育委員の方々が、決定意見として判断されるということは、非常に問題があるのではないかと、私、個人的にはそのように感じるケースです。やはり教科書選定制度自体を揺るがしかねないようなところではないかというふうに思います」との発言がありました。

つまり、検定に合格した教科書は指導要領の趣旨に則っていることが認められており、その中からどの教科書を選ぶかは、その学校の実態を知り、専門性のある高等学校の教員の意見を尊重するというのが、今までの経緯であったということが指摘されたわけです。その発言からは、従来から教科用図書選定審議会では教科書

が指導要領の趣旨に則っているか否かを審議し、答申するものではないと理解されてきたことがわかります。発言内容からして、この委員は複数回委員として審議会に参加してきた委員であることがうかがわれますが、この時の発言に対しては、反論もなく、その発言を否定する議論がなされたわけではありませんから、その審議会委員の認識は教科用図書選定審議会では共通の認識となっていたものと受け止めることができます。

その意味では、8月17日の貴委員会の議論は、学校の実態と現場の教員の意向への配慮を欠くとともに、「国旗・国歌法に関する側注の説明文」に関する問題という、選定審議会の答申に付け加えられた内容についての議論はなぜか行わず、選定審議会の委員がその答申に含んだとは考えていない指導要領との関係性について集中的に議論したことになります。

・・・・(理由(2)・理由(5))

(III) 8月17日の貴委員会では、選定審議会から高校の教科書について答申されるという、これまでにはなかった事態となっているのは、この教科書が平成21年告示の指導要領の趣旨を踏まえていないものからなのか、検討する必要があるとされ、そしてその検討の観点として、1つは、指導要領の重視する考え方、特に議論を主導したA委員の発言によれば、「多面的・多角的考察」と「公正な判断」の二つを「物差し」とすること、2つ目には、小学校の教科書採択の議論でも行ったように、この教科書が、川崎市の教育が大切にしてきたことを踏まえて、「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書」と言えるのか、という2つの観点が立てられ、議論が展開されていきました。

その議論では、指導要領の趣旨は「私たちの時代と歴史」「近代の追及」「現代からの探究」の部分（全体で207ページのうち、計20ページ分にあたる）を通して、学習指導要領の求める歴史的な見方・考え方を身につけさせていくものとなっていると、狭くとらえて、議論の対象をこの「三つの内容項目」のみに絞って検討が進められました。市教委事務局の担当者の説明では、理由は不明ですが、「話題となっている国旗・国歌の部分を取り上げどうだは止めようとなった。この際、切り口として200ページすべてを読むのは難しいので、新指の方針に着目」したとのことでした。

このように、検討の範囲を教科書の「私たちの時代と歴史」「近代の追及」「現代からの探究」の部分に絞ったことによって、教科書の中心的内容にあたる本文等を視野に入れずに議論し、結論を求めるという、全く非常識な検討方法がとられることになってしまいました。結果として、橘高校全日制・高津高校定時制の現場から提出した、貴委員会が決定した教科用図書採択方針で定められた教科用図書の調査審議の観点（「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」）に基づく調査研究報告書に教科指導上の利点としてあげた、『実教・日A302』の本文等に見られる特色については、8月17日・8月30日の貴委員会では一言も触れられる事はありませんでした。

2009年2月2日の日本教育新聞の連載記事「教科調査官に聞く」では、地歴科の項目で「言語活動の充実に関して最も強調したいことは、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成とともに、学習意欲の向上も視野に入れたトータルな学力を付けさせることを目指してほしい」、「各科目を相互に関連付けることが明示された。具体的には、『世界史と日本史では『地理的条件』、地理では『歴史的背景』という文言が目標に盛り込まれた』、「表現力の育成のためには、論述の型を習得させることも大事。こうした学習は国語の授業で扱うことだと決め付けずに、調べ方や論述の仕方を各科目の内容に即しながら丁寧に指導することに留意してほしい。具体的なデータや根拠を挙げて説明することを指導していく。型を身に付けた上で論述の視点が明確になれば、表現活動も効果的に進められるのではないか」「歴史科目で留意したいのは、各項目に示された言語活動にかかる学習を、通史的な学習と切り離された特別なものととらえてしまわないこと。資料の活用、歴史的事象の比較や解釈、因果関係の考察、主題を設定して探究し表現する学習などを、通史的な内容と深く

かかわらせながら（注：年間の教科指導を通して）実施してほしい」と、平成21年告示の学習指導要領への多方面にわたる取組が示されていました。これだけの内容は特定の項目の学習のみで達成されるはずがありません。『実教・日A302』の本文等のページは、一つの学習内容を見開き2ページで展開しますが、どの内容についても冒頭に大きな問い合わせが疑問文で書かれ、学習課題を明確にします。それを受け「学習の窓」というコラムを設け、学習する時代の特徴的・社会事象を具体的に取り上げ、資料も添えられ、さらに具体的な疑問に深められています。そして、学習する時代の通史的記述や資料が配され、生徒たちはそれを参考に、調べ、考えていく構成となっています。このように、通史学習全体を通して、問い合わせを大切にし、具体的な事象や資料に触れながら、思考していくことが大切にされています。この時の貴委員会での議論では、川崎市の教育が大切にするのは、「物事を資料に基づき、多面的・多角的にとらえ、公正な判断をすること」と述べられていましたが、こうした教育の推進を求める貴委員会が、教科書採択にあたっては自らの言葉に反し、その教科書の主要な部分である本文等を検討の対象から外して結論を求めたということは、理解できることではありません。

・・・・・(理由(1))

以上のように、教科書の本文等を吟味することなく採択の可否を判断するという誤った方法で議論が進められたことだけで、公正な採択のための議論とは言えないことは明白だと思いますが、そこで交わされた三つの内容項目に関する議論の内容にも多くの問題を感じますので、その問題点を指摘いたします。

(IV) 2014年8月17日に貴委員会で実際に行われた、「三つの内容項目」を取り出しての議論を会議録から読み取ろうとしても、そこでの発言は、この教科書がとり上げている事例について、「子どもにあまり馴染みがないものが多くいた」あるいは、「子どもにとって本当に関心が持てる事例なのだろうか」とか、「実教出版は、・・・述べたいことをすらすらと述べて、子どもが探究する形になっていないのではないか」といった委員個人の感覚に基づく発言や、委員が教科書のどの部分から発言されたような印象を受けたのかを読み取れない発言が多くありました。

こうした議論のなかで、客観的に理解できるのは、「三つの項目内容」において採り上げられた事例の数の問題でした。つまり、『実教・日A302』の扱っている事例は、各項目一つずつであり、川崎市の教育が重視している多面的・多角的に考察する力を育成するには充分ではないという指摘です。しかし、確かに他の教科書では項目ごとに複数の事例を記述しているものもありましたが、実際には複数ある事例から選択して学習するとされていますし、発行されている日本史Aの教科書7種のうち各項目の内容が一事例ずつしかないものは4種で、『実教・日A302』だけが、著しく少ないというわけでもありませんでした。

『実教・日A302』では、「三つの内容項目」のひとつで、日本史学習の導入にあたる「私たちの時代と歴史」の項目には、8ページ分を割き、「運動会の歴史」をテーマにして、叙述がなされています。その叙述は生徒会活動の場面を設定し、生徒自身の会話により成り立っています。生徒たちが、自らが運営する運動会をより良くするため、自校の運動会の歴史を調べながら、議論を進めます。時期による進学率との関係、地域の人々や行事、もちろん国策の変化、そして戦後、生徒会という自治組織の成立、高度経済成長期の変化など社会の歴史的变化に触れ、歴史の中から体育祭改革のヒントを生徒たちが見つけ出そうとするのです。そこからは、体育祭という身近な事象を歴史的に、多角的に見ながら、より良い未来の探究ために歴史をふりかえる高校生たちの姿が表され、日本史学習の導入として適切な役割を果たせる、つまり指導要領の趣旨は踏まえられていると考えられますが、貴委員会の議論では、事例の数という表面的な観点で判断されたと思います。

また、『実教日 A302・309』には、「近代の追究」の項において、「砂利鉄道とはなんだ？」が設定されています。この内容に対して、貴委員会のなかでは、子どもたちが探究していく示し方になっていないと否定的な評価が下されていますが、その一方、同じ部分の記述について、選定審議会のある委員は「疑問点から課題をとり上げて自分で調べて行う学習となっており、川崎市の子どもたちが追求していくのにふさわしい内容になっている」という肯定的な評価をしています。要するに、教科書は出版社がそれぞれ努力をして指導要領を踏まえ、特徴を出そうとしています。ですから、その扱いは、教科書によってかなり開きが生じるのが自然でしょう。(2016 年の選定審議会委員の「開きがある」との発言がありました) 一事例をとり上げてじっくり記述することによって、多面的、多角的な思考をうながそうとするものもあれば、多くの事例を示すことでも面的な思考をうながそうとするか、それは手法の問題で、どちらが良いと断することは不適切でしょう。

また、例えば、A 委員は『実教日 A302』の「三つの内容項目」の部分について、「教科書としては成立している」と評価しつつも、「少し偏っている」と否定的な指摘をしています。この発言を受けて、B 委員は、「挙げている事例の傾向性が、数においてそうなんですけど、質的にも偏りがあるのではないか・・」と発言しています。このように、貴委員会では、『実教日 A302』における「三つの内容項目」の部分の記述内容が偏っているとの認識に立たれています。

A 委員は、この教科書の特徴として、最初に「運動会の歴史」という身近なものをとり上げて、歴史の中で運動会が軍国主義化したという歴史が紹介されている(『実教日 A302』では、この後、生徒会の成立など戦後の民主化、経済発展のなかでの運動会についての記述がされていますが、この発言では省かれています——請願者注)、さらに「少し前の歴史だと府中多摩川の砂利鉄道を紹介。朝鮮人労働者に関する記述がかなり詳しく紹介されました。最後の『現代から歴史的見方を学ぼう』でも、松代の大本營跡を事例地として掘り下げ朝鮮人労働者が大変な労働をしたことを紹介しています。まとめは、高校生として平和をどうやって PR できるか学習させる。」とその記述内容を示した上で、これを「少し偏るかなという感じですが、」と発言しています。また、B 委員は 2016 年の貴委員会において、「実教出版 309 (注: 302 が改訂され番号が変わる) の言っているのは、特に第一次世界大戦といいますか、その前も日中戦争からのお話が強く出ておりまして、その戦争の愚かさとか近隣諸国に与えた影響、さらに植民地政策等において韓国、朝鮮半島に与えた影響というということは、しっかり学ばなければいけないというふうに思っております。」と一見『実教日 A309』を肯定的に評価しているように言いながら、「と同時に」近代の日本は世界との交流があり、産業と経済が発展し、国民生活の向上において多様な文化を生み出したことも同時に学ばねばいけないと考えているとして、だから『実教日 A309』は一面的な記述となっているといった発言をしています。

では、両委員は、『実教日 A302・309』は一体どのように「偏っている」と主張しているのでしょうか？

『実教日 A302・309』においては、「三つの内容項目」それぞれの題材は、B 委員のご発言にあるように、大日本帝国が進めた戦争政策や近隣諸国の植民地化という歴史を重視して選ばれています。その題材を生かして、生徒の主体的な学習活動をうながすというこの項目の目標を意識して、叙述が工夫されています。そこで叙述されている題材は、B 委員ご自身が「しっかり学ばなければいけない」と考えられている「その戦争の愚かさとか近隣諸国に与えた影響、さらに植民地政策等において韓国、朝鮮半島に与えた影響」に関するものです。つまり、B 委員ご自身が「しっかり学ばなければいけない」としている内容を重視して叙述した『実教日 A302・309』は、それ以外の内容を扱っていないから「偏った」教科書として、不採択の根拠とされたと読み取れます。その教科書の執筆者たちが、日本史 A の題材として大切にすべきと考えたことに「重きを置いて」叙述したことを、「偏っている」と評して否定したわけです。

また、2014 年の審議の中では『実教・日 A302』を不採択とする理由の一つとして、A 委員から「この教

科書は表やグラフなど資料の数が他の教科書に比べ少ない」と、事実を誤認する発言もありました。この事実誤認の発言内容は、高津高校定時制から8月30日の2度目の採択の際に提出した書類の中に記載しましたので、8月29日の選定審議会で議論され、教育委員の皆様もお読み頂けたものと思っていましたが、選定審議会の議事録を見ても記載は無く、8月30日の教育委員会でも訂正の話は出ませんでした。200ページ読むのが難しいとして議論の場をしばりながら、その議論の内容には誤りがあり訂正も行われないままとなつた訳です。

そうした根拠が曖昧な判断であっても、この教科書の記述は不充分な点があると指摘しておけば、そうであるがゆえに「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書とは言えない」つまり、ベストではないから不採択にするという論理で、不採択の結論が安易に引き出されています。もし貴教育委員会の議論が、「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書」を採択するというのであれば、すべての川崎市立高校で使用される各科目の教科書は一種類に統一されるはずですが、こうした実態にはなっておりません。そもそも、各学校の教科書は、それぞれの学校の実態に即して、選定・採択されるものであるにもかかわらず、この日の貴委員会の議論には、先にも述べましたが、当該校の実態に目を向けた発言は一切ありませんでした。こうした意味からすれば、「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書」を採択するという一見もともな基準は、学校の実態に目を向けることを避け、当該校が採択候補に選定した教科書を否定しやすくするための道具の役割を果たすものでした。他校の選定した教科書については、あるいは他のすべての科目の教科書については学習指導要領に照らして「川崎の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書」であるかどうかの吟味がされることはありませんでしたから、この議論のしかたは不公平、不公正なものと言えますし、この議論そのものが『実教日A302』を不採択とするための議論でしかなかったと思われます。………(理由(3)・理由(5))

(V) 2014年8月29日に開催された教科用図書選定委員会では、『実教・日A302』を不採択とした8月17日の貴委員会の決定を受けて、議論が展開されました。同年7月22日の審議会の答申に、『実教・日A302』が指導要領や川崎市の教育方針と照らして問題があるとの認識を盛り込んだとは認識していない審議会委員にとって、貴委員会がこうした観点の議論を行い、まして不採択という結論を出したことに対して、複数の委員からは不満が表明されていました。

その委員からは、8月17日の貴委員会で議論の対象とした、「三つの内容項目」の一つに『実教・日A302』がとり上げた「砂利鉄道ってなんだ?」について、疑問点から課題をとり上げて自分で調べて行う学習となっており、川崎市の子どもたちが追求していくのにふさわしいものとなっていると評価したうえで、『実教・日A302』が川崎市の生徒にとってふさわしくないという判断は、「もう一度再検討するわけにはいかないのでしょうか」という発言がなされました。また、他の委員からも「この302を否定するための審議会の結論を出したわけではないということですね。内容については、甲乙つけがたい教科書であり、川崎の子どもたちにふさわしいのではないかと判断でき、この審議会でそのような付帯意見をつけたのではないことをきちんと明記していただきたいと思います」という発言がありました。

これらの発言から、高等学校の教科書採択の議論が、審議会委員が了解していた従来からの共通認識から逸脱したやり方で行われたことがうかがわれます。『実教・日A302』は川崎の生徒が学ぶにふさわしいものか、否かという判断においても、貴委員会の決定とは違う判断をしていた選定審議会委員がいらしたことが読み取れます。つまり、貴委員会の『実教・日A302』の不採択の決定は、現場の希望とともに、その過程に関わった審議会委員の意向をも、十分に尊重するものではなかったと言えます。・・・(理由(2)理由(3))

(VI) 次いで、8月30日には貴委員会で、不採択となった『実教・日A302』以外の、当該の2校で選び直された教科書についての審議が行われました。その際に、選定希望の教科書の再考を求められた2校からは、表やグラフの数に対する誤った認識への指摘や、なぜ『実教・日A302』が当該校の生徒に適していると考えたのか、あるいは、再考した結果『実教・日A302』が適切であるとの結論に変わりは無いので、『実教・日史A302』以外の教科書の報告を求められてはいるが、報告の教科書はあくまでも次善の候補であることを説明し、高校現場の意向を尊重してほしいといった意見を教科会で検討し校長の了解を得て「補足意見」として提出しました。しかしこの報告書は、再考した教科書の報告に続けて記載することは禁じられました。また、教育委員の方々にも補足意見のことを知らせるという事務当局からの話もありましたが、校長から事務局へ提出する書類であるにもかかわらず校長印を押すことは認められず、単なる学校からの「私信」扱いとされたためか、貴委員会の議論の中では、その「補足意見」の内容に関わる発言は一切ありませんでした。当然、8月29日の教科用図書選定審議科の場でも、2校からの「補足意見」は報告されなかったものと思います。また再考し次善の候補として報告した教科書の審議の場でも、実際に生徒の学習を進める学校現場の実態に目を向け、そこで最適な教科書を選定しようとした教員の意見を尊重する姿勢が見られることはませんでした。

…(理由(3)理由(5))

(VII) 2015年における教科書採択にあっては、高津高校(定)から日本史Bの採択候補として『高校日本史B(実教・日B304)』が選定されました。その教科書は、他地域で問題とされた『実教・日A302』における側注の「国旗・国歌法」の成立に関する説明文と同じ記述が掲載されていましたが、その年の貴委員会は、議論の結果、「川崎市において入学式・卒業式は滞りなく行われているが、この記述が受け取り方によっては学校に混乱が生じてもいけないので、採択した学校については何らかの形で留意事項を示していきたい」と条件を付けた上で、その教科書を採択しました。

しかし、この決定は前年の決定が持つ問題を、より鮮明にしました。採択されたこの教科書(実教・日B304)は、前年度において採択されなかった『実教・日A302』と同じ執筆陣によるもので、その近現代史の部分の本文等はほぼ同様のものでした。つまり、『実教・日B304』を採択したこの年の決定は、前年に不採択とした『実教・日A302』の教科書の本文等には、不採択とされるような問題はないということを貴委員会自体が認めたということを意味するものです。教科書の本文等を除外して進められた前年の議論が不適切なものであったことをより一層明確にするものでした。……(理由(1))

一方、橘高校(全)では、担当の地歴・公民科では『実教・日A302』を採択候補教科書として選定したもの、校内採択候補検討委員会は前年には貴委員会が不採択としたことを理由に、採択候補教科書の第1希望を差し替えて選定したため、貴委員会で採択を求ることはできませんでした。

また、貴委員会や教科用図書選定審議会の場では、校内採択候補検討委員会について、校長を長として管理職や校内とりまとめ担当者、教科主任等を中心とした校長が任命したメンバーで構成されるとの説明が教育委員会事務局からおこなわれています。この説明によりますと、その委員会は10名程度の規模で教科の代表者も入り、各教科からの専門的知見や意見も反映させられるように聞こえますが、橘高校(全)では、教科からの代表はメンバーとはされず、3名の管理職を中心に5名程度の規模で運営され、教科の意向は事前のヒヤリングが行われるだけで、校内採択候補教科書の決定には参加できない仕組みとなっていました。

…(理由(4)・理由(5))

(VIII) 2016 年に『実教・日 A 302』は改訂され、『高校日本史 A 新訂版（実教・日 A 309）』になりましたが、この年の『実教・日 A 309』に関する選定審議会の議論も問題をはらんだものでした。この年の議論のきっかけは、教科用図書選定審議会でのある委員による、日本史の教科書の記述には相当の「開きがある」と感じるという発言でした。前述したように、多種類の教科書に開きがあることは当然のことですし、教科書の内容に「開きがある」といった指摘は、余りにも曖昧模糊とした個人の感想であり、意味のある発言とは思えません。しかも、議事録によれば、その発言は、すでに高等学校の教科書については、『実教・日 A 309』を含めて、各学校が採択候補とした教科書のすべての採択を全体が拍手で承認した後、この日の審議の終了直前になされた発言でした。こうした経緯や、2014年8月29日の選定審議会委員からの補足意見への異論などを配慮したためか、審議会の合意として答申に盛り込まれたものではなく、あくまで審議会の中でこうした意見があったということを伝えるという強引な扱いがなされました。この発言の扱いは、個人的な感想・つぶやきが不当に重視され、公的機関の議論としては内容も手順も甚だ不公正なものと言わざるを得ません。しかし、その発言は「本来は、高等学校の先生方が選んだ教科書を選定するというのが今までの流れでした」という審議会の委員の認識を軽々とこえて、貴委員会の議論のテーブルにのせられ、再び不採択の決定を導く役割を果たしました。

このように、『実教日 A 302・309』の採択を拒む動きは、まず教科用図書選定審議会の場で何らかの話が出され、それを引き取った教育委員会が不採択を決定するという流れがつくられていたようです。そこで重要な役割を果たしたのが教科用図書選定審議会でしたが、その審議は傍聴が認められていません。その内容は、2014年時点では、後日開示請求が認められてしかることのできないものでした（2013年度以前の公開記録は存在しません）。市民の目を遠ざけた上、このような杜撰な議論が行われ、公正な採択を妨げました。過去の審議の様子を正確に知りたいと考え、2017年7月に、2014年度（全4回）・2015年度（全3回）・2016年度（全2回）の「教科用図書選定審議会」の音声データを開示請求しました。2014年度第2回と2016年度の第1回・第2回の音声データは既に廃棄して不存在との回答でした（その他の音声データは「開示すると事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示処分でした）。2016年度の音声データに関して言えば2017年7月は選定審議会の会議録等を公開（2016年12月）してから1年を経過しています。このような不適切な実態がなぜ生じたか納得がいく説明は行われていません。議論の公正さを担保するには、教科用図書選定審議会は傍聴を認め、情報の公開を進めるべきです。さらに、付言すると、開示された会議録はニュアンスの違いが読みとれず、強い肯定を意味しているのか、疑問なのか、否定なのか、読み取ることが難しいうえ、発言者の名前は書かれないので、発言の文脈が読み取りづらいものです。また、発言が特定の委員に限られてしまっているのか、あるいは幅広く多くの委員が発言しているのかもわかりません。こうした会議録の限界からも、会議の公開が望れます。現に神奈川県は3回行う教科用図書選定審議会の審議の中で2回目だけが非公開、東京都や藤沢市は教科用図書選定審議会のすべての審議の傍聴を認めています。いずれの会議でも傍聴者がいる会議の場で、保護者委員を含め委員の方々は、川崎市が非公開の理由とする、委員への誹謗中傷やいやがらせなどへの「おそれ」などは感じさせない自由かつ達な意見交換・議論を深めておられます。・・・

（理由(2)）

(IX) 教科書の改訂があった2016年には、橘高校は校長も了承し改めて採択候補として『高校日本史 A（実教・日 A 309）』を選定し、採択を求めました。しかし、2016年9月22日の貴委員会では、教科書の本文等を検討の対象から外して結論をだすという重大な過ちを見直すことなく、2014年での考え方と同様に、次に述べますように、「三つの内容項目」に絞って検討を行いました。また、この「三つの内容項目」の部分は新し

い『日 A309』も以前の『日 A302』と変わってはいないことを理由に不採択としました。

この時の議論では、この項目において扱っている国の数を比較して、実教のものは他より少ないので国際的視野に欠けるという指摘もありました。例えば、前述しましたように、『実教日 A309』では、「私たちの時代と歴史」の項目に、ある高校の「運動会の歴史」をとり上げて記述されています。題材を身近なある高校の運動会に絞って展開されていますし、そこに他国の運動会との比較を盛り込んではいませんから、そこに登場するのは日本のみです。一方、比較の対象とされた東京書籍『日本史 A（東書・日 A308）』は、三つの内容項目の最初の項目の「私たちの時代と歴史」を、「私たちと歴史の結びつき」および「私たちの時代」に分け、一事例 2 ページで 6 事例を扱い、特に後半の「私たちの時代」の 3 事例は「グローバル化」をテーマにしていますから、当然、文章中に登場する国の数は多くなります。

しかし、例えば、『実教・日 A309』では、各章のとびらにはすべてその章で扱う事象の起きた場所を示す世界地図が配されているといった、他の教科書には見られない工夫もあり、教科書のある部分で扱われている国の数が少ないからと言って、国際的視野に欠けると結論づけてしまうことは公正な採択とはいいがたいと思います。これも、検討の範囲をいわゆる「三つの内容項目」に限定した誤りから生じた不公正な見方であると言えます。・・・（理由(1)・理由(3)）

(X) 2017 年以降の貴委員会では、高等学校の教科書採択に際して『実教日 A309』の問題が議論されることはなくなりました。その背景の一つとして、2016 年の貴委員会でなされた「ぜひここで、教育委員会として出された議論の結論は、それを踏まえていただきながら校内での検討委員会も教科書の採択、使っていただきたいと思います。」という発言があると思います。2015 年以降は、改訂のあった 2016 年は例外ですが、実際の指導を担当する地歴科の教員が教科会で議論し『実教・日 A309』の採択を希望しても、校長を長とする校内採択候補検討委員会の段階で、管理職によって教育委員会の判断には従うしかないといった、教科書の内容とはまったく異なる考え方を持ち出され、教科会の決定に反して採択候補教科書が差し替えられてしまうという状況は、今も変わることはありません。

その一方で、『実教・日 A302』で問題とされた側注の一文は、『実教・日 A309』では書き換えられました。その後、その記述を「問題」としてきた他地域でも『実教・日 A309』を採択する学校は増えてきました。（神奈川県下でも 30 校以上の高校で採択されていると聞いています）

私達は、この不可解、不公正な状況について、担当指導主事をはじめ市教委事務局に様々な場面で何度も説明を求めてきました。しかし、「回答する立場はない」「会議録を読んでほしい」といった対応でしかありませんでした。こうした教科書採択の問題は、教科教育の専門的な内容に関わる問題であるにも拘らず、現場に納得のいく、教育の条理に立った説明がなされないままに事態は進行してきました。教育委員会の決定を具体化することを職務とする事務局職員が教育委員会の議論を超えた詳細な説明を現場に対して行うわけにはいきませんから、そのような対応にならざるを得ないのでしょう。また、これまで述べてきましたように、今の状況では、『実教日 A309』は、いかに現場の教員が希望しても、校内採択候補検討委員会でその高校の採択候補教科書として認められることはないでしょう。ということは、この教科書に関する議論が貴委員会の場で行われることはないということでしょう。であれば、貴教育委員会自体が、『実教日 A309』を不採択とした 2014・16 年の決定を撤回しない限り、不公正な採択の実態が正されることはありません。教科書を採択する権限は、教育委員会にあることですが、そうであればこそ教育委員会は説明責任を果たしていただきたいと思います。

・・・（理由(4)・理由(5)）

(XI) 最後に、「共生の街かわさき」と川崎の教育について述べさせていただきます。

川崎市は、「ヘイトスピーチをなくそう」と呼びかけ、ヘイトスピーチ根絶に向けて条例を策定し、全国の自治体の先駆けとなっています。小田嶋教育長ご自身も昨年4月の就任会見において、「川崎市の教育は人権尊重教育をベースにしてきた。誰もが安心して暮らせる共生、そのための人間づくりが一番大切だ。(長年積み重ねられている)川崎区桜本地区の実践は川崎の財産。全市的に波及できるようにしていきたい」「ヘイトスピーチを含め誰もが安心して暮らせるよう、教員も社会情勢に目を向けていく必要がある。学校レベルでもどんな教育が求められているか踏まえながら、人権尊重教育、共生教育を進めていくことだ」(神奈川新聞2019年4月2日)と述べ、ヘイトスピーチをなくし共生の街づくりを進めるにあたって、人権尊重・共生の教育を推進することの重要性を、強調しておられました。

川崎は、今も昔も、在日コリアンの方々をはじめ多くの外国出身の方が居住し、生活を共にしてきた街です。今の川崎、今の日本は、いわゆる日本人とともに、在日外国人の人々の協力によって作られてきた社会です。そうした社会にとってあってはならないヘイトスピーチを根絶していくには、日本人と在日外国人がともに働き、つくりあげてきた社会としての日本の歴史をしっかりと学ぶことは不可欠でしょう。この『高校日本史A(実教・日A309)』は、問題とされた「三つの内容項目」においても、本文その他多くの部分でも、在日外国人の人々の歴史をしっかりととり上げており、その意味からいえば、不採択とされたこの教科書は、川崎の生徒にとってふさわしいものだと言えても、採択してはならない唯一の教科書であるとは到底思えません。

このように、全国で、人権尊重教育・共生教育を最も重視する川崎市においてのみ、その学習内容を重視している教科書である『高校日本史A(実教・日A309)』の採択が拒まれ続けているという大きな矛盾は早急に解消されるべきだと考えております。

・・・(理由(5))

●参考資料について

2014年8月17日と8月30日の川崎市教育委員会会議を録音した音声データは、市民からの開示請求に対して、「すでに消去されている」という虚偽の理由によって、開示が拒まれました。この市民に対して虚言を弄して、情報を開示しなかった実務担当者に対しては、すでに処分が下されております。その経過の中で、当該の実務担当者は議事録の一部に実際には発言されてはいなかった文言を付け加えているとの証言をしております。

こうした経緯からして、現在公開されているこの日の会議録は、全面的に信頼しうるものかは疑問が残るものとなってしまいましたが、その正確さを確認するすべはなく、現在公表されている会議録以上に、会議の内容が詳しくわかるものはないので、以上の意見は公表されている以下の会議録などを参考にしております。

2014年7月22日 川崎市教科用図書選定委員会会議録

8月17日 川崎市教育委員会臨時会会議録

8月29日 川崎市教科用図書選定委員会会議録

8月30日 川崎市教育委員会臨時会会議録

2015年8月16日 川崎市教育委員会臨時会会議録

2016年7月15日 川崎市教科用図書選定委員会会議録

9月21日 川崎市教育委員会定例会会議録

日本教育新聞(2009年2月2日)

神奈川新聞(2019年4月2日)